

1 申告書の書きかた

(1) 国税庁ホームページを利用した贈与税の申告書作成のしかた

ご自宅のパソコンで 贈与税の申告書が作成できます!

贈与税の申告書作成コーナーで申告書を作成するには・・・

ここでは、贈与税の申告書作成コーナーの利用を開始するまでの画面の流れについて説明します。

STEP 1 国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)から「確定申告書等作成コーナー」をクリック

国税庁ホームページのトップ画面の「確定申告等作成コーナー」をクリックします。

▶ 確定申告書等作成コーナー



※この画面は、平成23年10月現在のものです。

STEP 2 「確定申告書等作成コーナーへ」ボタンをクリック

「所得税(確定申告書等作成コーナー)」画面の「確定申告書等作成コーナー」をクリックします。

STEP 3 「⇒申告書 作成開始」ボタンをクリック

「平成23年分の作成コーナー(トップ画面)」の「申告書作成開始」ボタンをクリックします。



※この画面は、実際の画面とは異なる場合があります。

STEP 4 「⇒書面での提出を選ぶ」ボタンをクリック



「税務署への提出方法の選択」画面の「書面での提出を選ぶ」ボタンをクリックします。
※ 贈与税の申告書等はe-Taxで送信することはできません。

画面の案内に従い、ご利用のパソコンの環境確認等行います。

STEP 5 「⇒贈与税の申告書を作成」ボタンをクリック

「申告書等作成選択・開始」画面の「贈与税の申告書を作成」ボタンをクリックします。

ここに注意！！

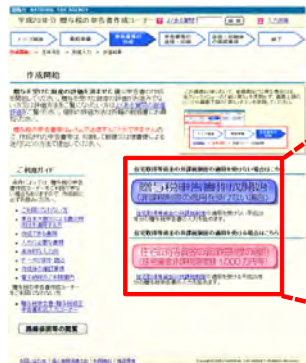
- ① 申告内容により、贈与税の申告書作成コーナーでは贈与税の申告書を作成することができない場合があります。
詳しくは、「贈与税の申告書作成コーナー」の「ご利用になれない方」をご覧ください。
- ② 贈与を受けた財産の種類によっては、申告書の作成を開始する前に、その財産の評価等を行う必要があります。
詳しくは、「贈与税の申告書作成コーナー」の「入力に必要な書類」をご覧ください。
- ③ 完成した贈与税の申告書等は、郵送又は信書便により提出することができます。



具体的な申告書の入力はどうのように始めるの？

ここでは、22ページから54ページに記載の事例について、どのような流れで入力を開始するかを説明します。

1 作成開始 画面



住宅取得等資金の非課税制度の適用を受けない場合はこちら

贈与税申告書作成開始
(非課税制度の適用を受けない場合)

住宅取得等資金の非課税制度の適用を受けない平成23
年分の贈与税申告書の入力を始めます。

住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける場合はこちら

住宅取得等資金の非課税制度の適用
(住宅資金非課税限度額 1,000万円等)

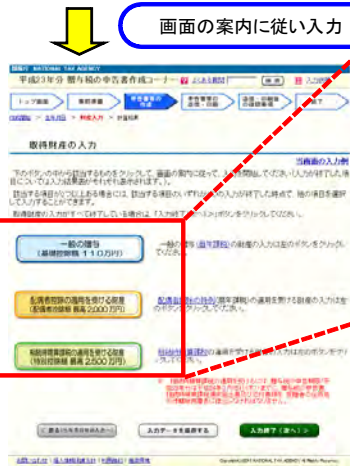
住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける平成23年
分の贈与税申告書の入力を始めます。

1 選択

2 選択

2 取得財産の入力 画面

上記「1 作成開始 画面」で、1 選択後



画面の案内に従い入力

一般の贈与
(基礎控除額 110万円)

一般の贈与の
ボタンをクリック

3 選択

配偶者控除の適用を受ける財産
(配偶者控除額 最高 2,000万円)

配偶者控除の
ボタンをクリック

4 選択

相続時精算課税の適用を受ける財産
(特別控除額 最高 2,500万円)

相続時精算課
税のボタンをクリック

5 選択

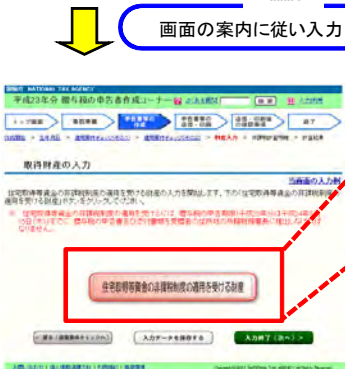
3 ……【事例1・6・7】の入力はここから

4 ……【事例3】の入力はここから

5 ……【事例2】の入力はここから

3 取得財産の入力 画面

上記「1 作成開始 画面」で、2 選択後



画面の案内に従い入力

住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける財産

6 選択

6 ……【事例4・5】の入力はここから

ここに注意！！

贈与を受けた財産について、住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける財産とそれ以外の財産がある場合には、住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける財産(2選択)から入力を始めてください。

贈与税の申告書作成コーナーではどんな書類が作成できるの？

贈与税の申告書作成コーナーでは、次のような書類が作成されます。

- ① 申告書第一表
- ② 申告書第一表の二（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）
- ③ 申告書第二表（相続時精算課税の計算明細書）
- ④ 配偶者控除の特例チェックシート
- ⑤ 相続時精算課税選択届出書
- ⑥ 相続時精算課税（一般）チェックシート
- ⑦ 「住宅取得等資金の非課税制度」及び「相続時精算課税選択の特例」のチェックシート
- ⑧ 「住宅取得等資金の非課税制度」及び「相続時精算課税選択の特例」の提出書類チェックシート
- ⑨ 贈与税の申告書作成コーナー入力内容確認表（申告書第一表）※
- ⑩ 贈与税の申告書作成コーナー入力内容確認表（申告書第二表）※

※ 贈与税の申告書作成コーナー入力内容確認表（申告書第一表、同第二表）は、入力した財産が4件以上の場合に作成されます。

自動計算で
作成できるよ！

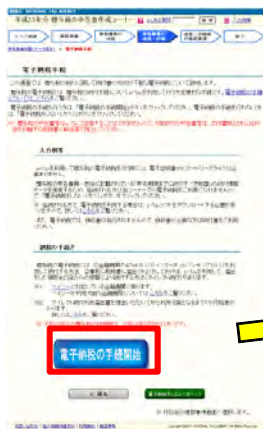


贈与税の申告書を作成した後、納税についてはどうするの？

贈与税の申告書作成コーナーでは、e-Taxを利用し、**電子納税の手続**を行うことができます。
ここでは、贈与税の申告書作成コーナーから電子納税をする場合の画面の流れについて説明します。

STEP 1

「電子納税手続」画面

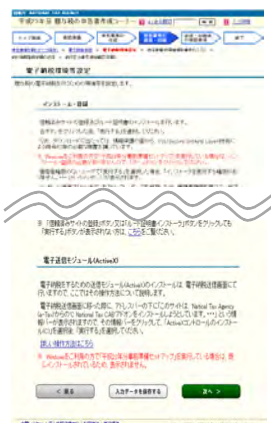


贈与税の電子納税についてのご利用案内や納税の手続が記載されています。
内容を確認して、「電子納税の手続開始」ボタンをクリックします。

電子納税の手続開始

STEP 2

「電子納税環境等設定」画面



電子納税を行うための環境等を設定します。
※ Windowsをご利用の場合、「平成23年分事前準備セットアップ」を実行している方は、既に設定されています。



・パソコンの推奨環境
確認
・登録やインストール

STEP3

「送信準備(利用者識別番号等の入力)」画面

利用者識別番号(16桁)を取得するため、「開始届出書の提出」ボタンをクリックし、開始届出書を作成します。
 ※ 既に利用者識別番号を取得されている方は、改めて取得する必要はありません。
 ※ 税理士の方、又は法人の方はこちらから利用者識別番号を取得することはできません。

開始届出書の提出

STEP4

「納付情報データ(納付情報登録依頼)の送信」画面

納付情報データ(納付情報登録依頼)を送信し、納付区分番号を取得します。
 ※ ダイレクト納付やインターネットバンキングをご利用の場合、作成後の確認事項画面から納付することが可能です。

送信



STEP5

「納付区分番号通知確認(印刷)」画面

金融機関のATMやインターネットバンキングを利用して納付する場合に必要な情報を「印刷画面の表示」ボタンをクリックして印刷します。



贈与税の申告書作成コーナーの入力で困ったときはどうするの？

ここでは、贈与税の申告書作成コーナーの入力で困ったときに、入力の補助をしてくれる機能について説明します。

【作成開始前】

- 作成できる書類
- 入力に必要な書類
- 具体的な入力例
- データの保存・読み込み
- 作成後の確認事項
- 電子納税のご利用案内

操作に関する具体的な入力例がパターン別に掲載されているので、作成開始前にチェック！

【入力途中】

よくある質問・・・用語などが分からない場合には、単語を入力して「検索」ボタンをクリック！
 当画面の入力例・・・表示されている画面の入力例が掲載されているので、入力途中でチェック！

贈与税の申告をする全ての人が使用する表です。

(資5-10-1-1-A4統一) (平23.10)

記号	欄	書きかた
㉑	「__税務署長」	住所地を所轄する税務署名を記入します。
	「__年__月__日提出」	申告書の提出年月日を記入します。
	「平成□□年分」	□□の中に「23」と記入します。
㉒	「住所」	住所、住所地の郵便番号及び電話番号を記入します。
	「氏名」及び「フリガナ」	申告をする人の氏名及びフリガナを記入します。
	「生年月日」	明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」と記入します。 【例：昭和 41 年 4 月 10 日生まれの場合】 3 4 1 年 0 4 月 1 0 日
	「職業」	申告をする人の職業を記入します。
㉓	「住所」、「氏名」及び「フリガナ」	贈与者の住所、氏名及びフリガナを記入します。
	「生年月日」	元号に対応する文字を○で囲み記入します。 【例：昭和 17 年 4 月 27 日生まれの場合】 明・大・ 昭 ・平 17 年 4 月 27 日
	「続柄」	申告をする人からみた贈与者の続柄を記入します。
㉔	「種類」、「細目」及び「利用区分・銘柄等」	贈与を受けた財産について、21 ページの表により、各財産の種類と細目を記入し、その財産の種類と細目に応じた利用区分や銘柄等を記入します。
	「所在場所等」	各財産の所在場所等を記入します。この場合、次に掲げる財産については、それぞれ次の事柄を記入します。 イ 売掛金・・・相手方の住所、氏名又は名称 ロ 船舶・自動車・・・登録機関の名称と登録番号 ハ 有価証券・・・発行法人の所在地と名称 なお、公債及び上場有価証券で保護預り、保証金の代用、担保などとして提供されているものについては、その提供先証券会社などの所在地と名称 ニ 預貯金等・・・預金、貯金、金銭信託については預入先店舗などの所在地と名称 ホ 生命保険金・・・支払保険会社の所在地と名称 ヘ その他の債権・・・債務者の住所又は所在地、氏名又は名称
	「数量」	面積、株数などを記入します。
	「単価」	1 平方メートル当たり、1 株当たりなどその財産の単位当たりの価額を記入します（固定資産税評価額を基として評価する土地と家屋については記入を要しません。）。
	「固定資産税評価額」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋の固定資産税評価額を記入します。
	「倍数」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋について、固定資産税評価額に掛ける一定の倍率を記入します。
	「財産を取得した年月日」	贈与を受けた年月日を記入します。
㉕	「財産の価額」	贈与を受けた財産の価額を記入します。

(3) 贈与税の申告書第一表の二の書きかた

住宅取得等資金の非課税制度（55 ページ参照）の適用を受ける人が使用する表です。

提出用

平成23年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

受贈者の氏名		A	
次の住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける人は、 ☐ B の印を記入してください。 ☐ 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定により住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位は円)			
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	
住 所		住宅取得等資金の金額	
フリガナ		平成 年 月 日	
氏 名	続 柄		
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	平成 年 月 日	
住宅取得等資金の合計額		26	
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	
住 所		住宅取得等資金の金額	
フリガナ		平成 年 月 日	
氏 名	続 柄		
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	平成 年 月 日	
住宅取得等資金の合計額		27	
非課税の計算限度額	平成22年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額の合計額 (最高1,500万円)	28	
	非課税限度額 (1,000万円 (又は1,500万円-28)) (注2)	29	
贈与者別の非課税の適用	26のうち非課税の適用を受ける金額	30	
	27のうち非課税の適用を受ける金額	31	
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (30+31) (29の金額を限度とします。)	32	
贈与税の課税価格に算入される金額の計算	26のうち課税価格に算入される金額 (26-30) (26に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	33	
	27のうち課税価格に算入される金額 (27-31) (27に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	34	
33又は34に金額の記載のある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、33又は34の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名(フリガナ)」のみとして差し支えありません。			

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成23年分の所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税の確定申告書を提出した年月日	H	提出した税務署	税務署
-------------------	---	---------	-----

(注2) 非課税限度額は、平成23年分の贈与税の申告で初めて租税特別措置法第70条の2第1項の規定により住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は「1,000万円」、平成22年分の贈与税の申告で同項の規定により住宅取得等資金の非課税の適用を受けた人は「1,500万円-28」となります。
また、平成21又は22年分の贈与税の申告で所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)による改正前の租税特別措置法第70条の2第1項の規定により住宅取得等資金の非課税(非課税限度額500万円)の適用を受けた人は、平成23年分の贈与税の申告で租税特別措置法第70条の2第1項の規定により住宅取得等資金の非課税の適用を受けることはできません。

※ 税務署整理欄	整理番号		名簿		確認	
----------	------	----------------------	----	----------------------	----	----------------------

※印欄には記入しないでください。

(資5-10-1-3-A4統一)(平23.10)

第一表の二(平成23年分用)(第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

記号	欄	書きかた
㊸	「受贈者の氏名」	申告をする人の氏名を記入します。
㊹	「次の住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください」	住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける人は、□にレ印を記入してください。
㊺	「住所」、「氏名」及び「フリガナ」	贈与者の住所、氏名及びフリガナを記入します。
	「生年月日」	元号に対応する文字を○で囲み記入します。 【例：昭和 17 年 4 月 27 日生まれの場合】 明・大・㊿・平 17 年 4 月 27 日
	「続柄」	申告をする人からみた贈与者の続柄を記入します。
㊻	「住宅取得等資金を取得した年月日」及び「住宅取得等資金の金額」	贈与により住宅取得等資金を取得した年月日及びその金額を記入します。
㊼	「非課税限度額」	初めて住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける人は「1,000 万円」が、平成 22 年分の贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税制度の適用を受けた人は「1,500 万円－㊿」が、非課税限度額となります。
㊽	「㊿のうち非課税の適用を受ける金額」及び「㊿のうち非課税の適用を受ける金額」	㊿の非課税限度額を超えないように住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける金額を記入します。 なお、住宅取得等資金の非課税制度に係る贈与者が 2 人以上いる場合には、各贈与者からの贈与について非課税制度の適用を受ける金額の合計額が㊿の非課税限度額を超えないように各贈与者ごとの住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける金額を記入します。
	「非課税の適用を受ける金額の合計額」	住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける金額の合計額を記入します（㊿の非課税限度額を超えることはありません。）。
㊾	「㊿のうち課税価格に算入される金額」及び「㊿のうち課税価格に算入される金額」	㊿の金額から㊿の金額を控除した金額又は㊿の金額から㊿の金額を控除した金額を記入します。 なお、それらの控除した金額に残額がある場合には、その金額を住宅取得等資金に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）に転記します。この場合には、申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日」欄の記入は、贈与者又は特定贈与者の「氏名（フリガナ）」のみとして差し支えありません。
㊿	「所得税の確定申告書を提出した年月日」及び「提出した税務署」	平成 23 年分の所得税の確定申告書を提出した人は、所得税の確定申告書を提出した年月日及び税務署名を記入してください。記入した場合には、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。

相続時精算課税の適用を受ける人が使用する表です。

第二表（平成22年分以降用）（第二表は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

○ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

[illegible]

※印欄には記入しないでください。

(資5-10-2-1-A4統一) (平23.10)

記号	欄	書きかた
㊦	「平成□□年分」	□□の中に「23」と記入します。
	「受贈者の氏名」	申告をする人の氏名を記入します。
㊧	「次の特例の適用を受ける場合は、□の中にレ印を記入してください」	相続時精算課税選択の特例（59 ページ参照）の適用を受ける人は、□にレ印を記入してください。
㊨	「住所」、「氏名」及び「フリガナ」	贈与者の住所、氏名及びフリガナを記入します。
	「続柄」	申告をする人からみた贈与者の続柄を記入します。
	「生年月日」	明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」と記入します。 【例：昭和 41 年 4 月 10 日生まれの場合】 3 4 1 年 0 4 月 1 0 日
㊩	「種類」、「細目」及び「利用区分・銘柄等」	贈与を受けた財産について、21 ページの表により、各財産の種類と細目を記入し、その財産の種類と細目に応じた利用区分や銘柄等を記入します。
	「所在場所等」	各財産の所在場所等を記入します。この場合、次に掲げる財産については、それぞれ次の事柄を記入します。 イ 売掛金・・・相手方の住所、氏名又は名称 ロ 船舶・自動車・・・登録機関の名称と登録番号 ハ 有価証券・・・発行法人の所在地と名称 なお、公債及び上場有価証券で保護預り、保証金の代用、担保などとして提供されているものについては、その提供先証券会社などの所在地と名称 ニ 預貯金等・・・預金、貯金、金銭信託については預入先店舗などの所在地と名称 ホ 生命保険金・・・支払保険会社の所在地と名称 ヘ その他の債権・・・債務者の住所又は所在地、氏名又は名称
	「数量」	面積、株数などを記入します。
	「単価」	1 平方メートル当たり、1 株当たりなどその財産の単位当たりの価額を記入します（固定資産税評価額を基として評価する土地と家屋については記入を要しません。）。
	「固定資産税評価額」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋の固定資産税評価額を記入します。
	「倍数」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋について、固定資産税評価額に掛ける一定の倍率を記入します。
	「財産を取得した年月日」	贈与を受けた年月日を記入します。
㊪	「財産の価額」	贈与を受けた財産の価額を記入します。
	「過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額」	過去の年分の申告で、控除した特別控除額の合計額を記入します。なお、過去の年分の申告で控除した住宅資金特別控除額（最高 1,000 万円）は、特別控除額に含まれませんのでご注意ください。
㊫	「受贈者の住所及び氏名」	過去に提出した「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と、過去に提出した贈与税の申告書に記載した住所・氏名が異なっている場合には、その年分の住所・氏名を記入します。

※ 申告書の提出に当たっては、上記各項目に記入もれがないかどうか再度ご確認の上、提出してください。

なお、お分かりにならないことがありましたら、税務署におたずねください。

(5) 取得した財産の種類、細目、利用区分・銘柄等の書きかた

種 類	細 目			利 用 区 分 ・ 銘 柄 等
土 地 （土地の上に 存する権利を 含みます。）	田			自用地、貸付地、賃借権（耕作権）、永小作権の別
	畑			
	宅地			自用地、貸宅地、貸家建付地、借地権の別
	山林			普通山林、保安林の別（これらの山林の地上権又は賃借権であるときは、その旨）
	その他の土地			原野、牧場、池沼、鉱泉地、雑種地の別（これらの土地の地上権、賃借権、温泉権又は引湯権であるときは、その旨）
家 屋	家屋（構造及び用途）、構築物			家屋については自用家屋、貸家の別、構築物については駐車場、養魚池、広告塔などの別
事 業(農 業) 用財産	機械、器具、農機具その他の減価償却資産			機械、器具、農機具、自動車、船舶などについてはその名称と年式、牛馬等についてはその用途と年齢、果樹についてはその樹種と樹齢、営業権についてはその事業の種目と商号など
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等			商品、製品、半製品、原材料、農産物等の別に、その合計額を「財産の価額」欄に記入し、それらの明細は、適宜の用紙に記載して添付してください。
	売掛金			
	その他の財産			電話加入権、受取手形、その他その財産の名称。なお、電話加入権については、その加入局と電話番号
有 価 証 券	株式、 出資	上場株式等		その銘柄
		取引相場 のない株 式、出資	配当還元 方式によ ったもの	
			その他の 方式によ ったもの	
	公債、社債			
	証券投資信託、貸付信託の受益証券			
現金、預貯金等				現金、普通預金、当座預金、定期預金、通常貯金、定額貯金、定期積金、金銭信託などの別及び贈与の目的
家庭用財産				その名称と銘柄
その他の財産 (利益)	生命保険金等			
	立木			その樹種と樹齢（保安林であるときは、その旨）
	その他			1 事業に関係ない自動車、特許権、著作権、電話加入権、貸付金、書画・骨とうなどの別 2 自動車についてはその名称と年式、電話加入権については、その加入局と電話番号、書画・骨とうなどについてはその名称と作者名など 3 著しく低い価額の対価で財産を譲り受けた場合など贈与によって取得したものとみなされる財産（生命保険金等を除きます。）については、その財産（利益）の内容

（参考）「取引相場のない株式、出資」の「細目」欄への記載については、例えば、「株式 配当還元方式」や「出資 その他の方式」と記載していただいて差し支えありません。